

「天ぷら油の火災」に注意しましょう！

■天ぷら油火災をなくすために

- 鍋のそばを離れる時は、必ず火を消す
- 油の量は適量に
- 各種安全装置が備えられた調理器具を使う

■IH調理器でも油断しないで！

- 以下の3つに注意しましょう
- ①IH調理器に対応した鍋を必ず使用する
- ②「揚げ物」などのモードがある場合は、適したモードを選択する
- ③適切な油量を確認する（油の量が少なすぎると発火する恐れがあります）



■もし、天ぷら油が燃えだしたら…

大声で周囲の人に知らせ、119番へ通報し、初期消火をしましょう。
(初期消火とは)

- 消火器で消火する
- 軽めに絞った濡れシーツやタオルなどで覆って消す
- ※炎が天井辺りまで達している時は、すぐに避難してください
- ※絶対に水をかけないでください。水をかけると油と炎が爆発的に拡大し、火傷したり周りに燃え広がったりします

問い合わせ 佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765

「多久市人権教育・啓発基本方針」第二次改訂パブリックコメント実施のお知らせ

多久市人権教育・啓発基本方針の第一次改訂にあたり、市民のみなさんから意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

■基本方針改訂の背景

多久市では、平成12年8月に「人権教育のための国連10年多久市行動計画」を策定し、推進を図ってきました。この成果を踏まえ、平成21年3月に基本方針の策定を行いました。基本方針の策定から10年近くが経過した現在、大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴い、新たな課題も出てきています。こうした状況変化に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の第一次改訂を

行うこととしました。なお「基本方針」は、ホームページや中央公民館、各町公民館で閲覧できます。

■募集期間 10月23日(火)～11月22日(木)

■提出方法

- 〔持 参〕 多久市中央公民館 人権・同和対策課
 - 〔郵 送〕 〒846-1850-1
 - 〔FAX〕 74-13284
 - 〔電子メール〕 jinkendowa@city.taku.lg.jp
- (住所の記載不要) 人権・同和対策課
意見書(任意様式)に、住所・氏名・連絡先を必ず明記してください。

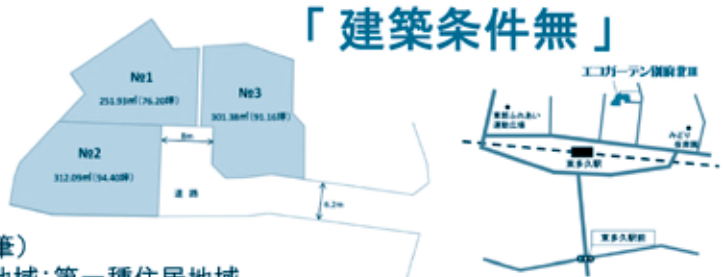
問い合わせ 情報課 広報広聴係 ☎75-2280

エコガーデン別府北Ⅲ

総区画数 3区

広告

| 号地 | 土地面積(m ² /坪) | 販売価格 |
|-----|-------------------------|------------|
| No1 | 251.93 / 76.20 | ¥4,191,000 |
| No2 | 312.09 / 94.40 | ¥5,192,000 |
| No3 | 301.38 / 91.16 | ¥5,287,280 |



「建築条件無」

- ◆所在地: 多久市東多久町大字別府5534(他2筆)
- ◆交通: JR唐津線東多久駅 徒歩1分 ◆用途地域: 第一種住居地域
- ◆建ぺい率: 60% ◆容積率: 200% ◆学 校 区: 東原彦舎 東部校
- ◆設 備: 電気(九州電力)水道(多久市水道課)排水(合併浄化槽)
- ◆売 主: 笹川工建株式会社

※境界フェンス工事負担(実費)が別途必要です。
※土地売買契約締結後3ヶ月以内に住宅の建築請負契約を締結して頂くことを条件として販売致します。この期間中に住宅を建築しないことが確定した時、又は住宅の建築請負契約が成立しなかった場合は白紙となり、受領した金額は全額無利息で返金致します。

想いのままをカタチに。。。
笹川工建株式会社

お客様専用ダイヤル **0120-75-6530**

T 846-0002 多久市北多久町大字小侍1108-4
mail: info@scol.jp http://scol.jp

(社)佐賀県宅地建物取引業協会会員/佐賀県知事(7)第1804号

九州不動産公正取引協議会加盟 建設業許可/佐賀県知事(特27)第6566号